

資 料

トーマス＝ジェファソン

「合衆国上院の利用に供するための
議会慣行手引」（1）（訳注1）

後 藤 光 男
森 下 史 郎 共訳
北 原 仁

第1章 規則を固守することの重要性	第8章 欠席
第2章 立法府	第9章 議長
第3章 特権	第10章 奉答文
第4章 選挙	第11章 委員会
第5章 資格	第12章 全体委員会
第6章 定足数	第13章 証人の尋問
第7章 議院の点呼	第14章 議事の整理
	第15章 院内秩序（以上本号）

（訳注1） 本稿は，“A Manual of Parliamentary Practice: for the Use of the Senate of the United States by THOMAS JEFFERSON,” Thomas Jefferson, et al, The Constitution of the United States of America: The Rule of the Senate, and of the House of Representatives: With Jefferson's Manual. Printed by Order of the Senate of the United States, Washington, 1828. を翻訳したものである。ただし、下記の1812年版をも参照し、これが1828年版とことなる点を注記した。ジェファソンは、この『手引』を著す以前に未刊の『議会手帳（Parliamentary Pocket-book）』をまとめあげていた。『議会手帳』は、分量も多く内容も詳細であるが、単に『議会手帳』を簡略にしたものが『手引』になったわけではない。「元々のかたちの『議会手帳』は、ジェファソンが多年に亙り議会法を広く渉獵して編んだもので、英国の庶民院の出来事と憲法問題の方にずっと力点がかかっており、アメリカの慣行は一瞥しただけにとどまっているのに対し、『手引』の方は、力点のかけ方が逆になっていた」と指摘されている（Charles T. Cullen, “Editor's Introduction to A Manual of Parliamentary Practice”, The Papers of Thomas Jefferson, Second Series, Jefferson's Parliamentary Writings: “Parliamentary Pocket-book” and A Manual of Parliamentary Practice, Princeton University

Press, 1988, p. 342. これが1812年版を底本としている)。『議會手帳』は、イギリスの議會規則の研究ともいうべき内容であり、引用文献のうち頻度の高い順に例を挙げれば、Petyt's Lex Parliamentaria, Hatsell's Precedents of Proceedings, Hakewill's Modus teniendi Parliamentum などである（“Editor's Introduction to Parliamentary Pocket-book”, op.cit., p. 43.）。したがって、『手引』においても、これらの出典が文中に挙げられている。しかしながら、翻訳においてはこれを文中ではなく注として記すこととした。なお、『手引』の日本語訳は、1890年の元老院による『議會典例』があり（ただし、部分的に省略されている）、翻訳に当たってはこれをも参照した。

序

合衆国憲法典は、連邦の立法府を設置し、一定の形式で立法府の各部が「自身の手続規則を定めること」を認めている。したがって、上院は、議院管理規則を設けた。しかし、この規則が妥当する事例はごくわずかしかないうえ、上院は、議院規則の下で生ずるか、あるいは、規則の欠缺の場合に生ずるあらゆる秩序の問題を、討議も抗議もせず上院議長の決定にゆだねてきた。こうして、きわめて広い範囲の決定が議長の裁量の下におかれ、規則に反してなされたものも、議院の議事・裁決に強い影響を与えることとなっていた。議長は、自己の裁量に対するこうした信頼ばかりでなく、議会の統制のためには、なんらかの周知の規則体系に、つまり、議長が気まぐれや、あるいは、感情まかせではなく、規則のせいにすることが許されないような規則体系にたよる必要性を重くかつ真剣に受けとめなければならない。しかし、議長は、議院規則を補充するものとして、どんな規則体系に頼るべきであろうか。この答えは、一つしかありえない。また、これら諸州のいずれかの議事機関の管理、または、ほとんどの州の雛型になっているものの規則体系にとっても、答えは一つである。後者は、われわれが残らず研究したモデルではあるが、いくつかの州の修正についてはほとんど分らない。それは、出版もされ、多くの人たちがもっており、だれでも入手できる。たぶん、その規則は、われわれの知りうるどんなものにも劣らず、審議機関の議論を支配し、その本来の意味を保持するよう賢明に解釈されていることだろう。そして、上院がこれまで規則に言及するさい黙認してきたのは、規則を可決したという確認となってきた。

したがって、上院の手続法は、憲法規定、上院規則およびこの欠缺の場合には議會規則からなると見做し、本書でわたしは、通常の活動で求められるこれ

ら規定・規則の多くを収集し要約することにつとめ、議会規則と上院規則が一致する場合にも異なる場合にも、両者を照合した。わたしが判断し、判断されるさいの基準を上院に提供するためだけでなく、私自身の管理のために利用するようこの作業をしたのである。出典の引用が必要なのは間違いない。とりわけ、ハツツェル（Hatsell）氏のもっとも価値の高い著書が卓越しているが、氏は、一般的な題目を取り扱ったにすぎないので、わたしは、氏の計画では論じられなかった多くの通常の慣行規則を支持するために、他の典拠に頼らざるをえなかった。全節に互って各引用典拠が援用されることもある。典拠が全体にかかっていることもある。典拠が一部の文章にのみ当てられ、残りは、周知の規則と原則から推測されていることもある。もっとも馴染みのある形式のあるものは、なんら典拠文献が引用されず、あるいは引用できず、万人が知っていたとおもわれる事柄をくりかえすまでもない。形式の記述は、それが周知のものだということによしとしなければならない。

典拠は、わたしが議会規則として定めたものに反するかたちで示すこともできることは承知している。日付に着目すれば、一般的に典拠の重みはなくなるだろう。古い時代の議会手続は、長い間、粗雑で、形式も整わず、困惑するような体のものであった。しかしながら、古い手続も、たえず統一され明確になる方向に進んできており、今では、手続の目的には適切な程度にまで到達しており、これ以上はほとんど望めないか、期待できないほどである。

しかし、議会慣行が誤解されなかった事例はないとか、とりわけ日常的な慣行であり周知のことなので、文書にされていないようなこまごました手続では間違えなかったと信ずるほど、わたしは厚かましくはない。問題の当該部分に関するわれわれの出典は、世界のこの片隅においては、完全ではない。しかし、わたしは下書きを始めたので、わたしに続く人たちが補訂をやりとげるだろうし、規則集が上院の用に供するよう編まれるようになれば、その結果、議事が正確となり、時間は節約され、秩序、統一性および公正性が保たれるだろう。

注 上院に固有の規則と慣行は、イタリック表記とした^{（訳注 1）}。

イギリスの議院のものは、ローマン表記とした^{（訳注 2）}。

（訳注 1） 翻訳ではゴシックで表した。

（訳注 2） 翻訳では明朝体で表した。

規則の重要性

第1章 規則を固守することの重要性

庶民院の議長の中でも有能このうえないオンスロー（Onslow）氏は、常にこういつていた。「わたしが若者だったとき、老練の議員たちからよく聴いた格言というのは、手続規則の無視や乖離以上に、政府と庶民院の多数派の同伴者たちの手に権力をゆだねることになりがちなものはないというものだった。つまり、この手続は、われわれの祖先たちが設け、多数派の行動を阻止し抑制するものとして機能し、多くの場合権力の攻撃に対する少数派の防壁だった」と。いままでのところ、この格言は、まったくその通りであるし、常識からして、多数派に対抗する者から提案される不適切な提案を多数派が数えたのんでどれも阻止できるのは、多数派の権限であるから、少数派が与党の攻撃から自己防衛できる唯一の武器は、手続形式と規則であり、これは、その時々に必要なだということが分って採択され、議会法となったのであり、それを厳守することによってのみ、弱い方の政党は、違法と濫用から保護されうるにすぎない。形式によって阻止しようとしても、権力は横暴なものであるから、大きくて成功した多数派が違法と濫用に陥ることがあまりに多すぎるのである⁽¹⁾。

また、こうした形式があらゆる場合にもっとも合理的なものか否かは、実際にはたいして重要ではない。規則がどんなものかというよりは、準拠すべき規則がなければならないという方がずっと大事であるし、議長のきまぐれとか議員の揚げ足取りを蒙らない統一的な議事手続があることの方が大事である。秩序、品位および適法性が高貴な公的機関で維持されることがまことに重要である⁽²⁾。

また、1698年には、貴族院議員は、こういつている。「望ましいことが理にかなっているかどうかを、われわれは、けっして考えない。われわれは、有益なことのみに考えざるをえないからである。形式の問題は、管理にとって欠かすことはできないものであって、道理にかなうことは結果である。形式の原因はすべて、慣習であり、形式に関する法は、慣行であり、理にかなっているかは、議院の関知することではない。道理に欠ける特別の慣行もあって、なんらの適切な説明もできないが、それでも、多くの国民は、そうした慣習に執着してお

り、イギリス人も、いずれの国民と同様に、熱心に自身の形式と方法を追求している」⁽³⁾と（訳注２）。

（１） 2 Hats. 171,172.（訳注１）

（２） 2 Hats. 149.

（３） 4 Hats. 256.

（訳注１） John Hatsell, *Precedents of Proceedings in the House of Commons; with Observations*, London, 1785, 3 vols. 本稿では、訳注に著者名と原題を掲げた。“Jefferson’s Abbreviations Used in the Pocket-Book and Manual (1801, 1812)”, *The Papers of Thomas Jefferson*, cit., pp. xv-xxvii.

（訳注２）この段落は、1812年版にのみ存する。

第２章 立法府

この憲法によって付与される立法権は、すべて合衆国連邦議会に属する。連邦議会は、上院および下院によって組織される⁽¹⁾。

上院議員および下院議員は、その職務に対して報酬を受ける。この報酬は、法律によって定められ、合衆国の国庫から支出されるものとする⁽²⁾。

議会の権能については、合衆国憲法の以下の条文を見よ。第１章第４、第７、第８、第９節、第２条第１、第２節、第３条第３節、第４条第１節、第３節、第５節およびすべての修正条項。

（１） 合衆国憲法第１条第１節。

（２） 合衆国憲法第１条第６節。

第３章 特 権

イギリスの議員の特権は、ささやかであいまいな起源から、確かで揺るぎない足取りで幾世紀もの間発展してきた。随時要求がなされ、反復されて、要求が容れられ例となり、例は法となりえた。したがって、われわれは、要求の現在の到達状況を記述することができにすぎない。現在認められているのは、以下のとおりである。①自己の議院における発言に対して、院外でいかなる時も問責されない。特権を有する間は、②議員本人、かれの妻または使用人（家人）もまた、かれら自身のいかなる事柄によっても、どのような民事訴訟にお

いても中間令状により逮捕されない。③特権期間以前に課税されても、強制執行によって拘禁されない。④いずれの裁判所においても、原告とされ、出廷を命じられ、または、召喚されない。⑤証人または陪審員として出頭を命じられない。⑥土地または財産を差し押さえられない。⑦身体も毀損されず、品性も傷つけられない。そして、会期の前後にまたがる特権享受の期間は、国王の黙許の下に若干の延長慣行があったが、実際には裁判手続きに対する永久的な保護になっている。実際、ある事例では、これは、ジョージ3世治世法律第50号によって緩和され、議員に対して司法手続きをとることができた例が一つあるにすぎない。こうした特権は継続的に発展するものだというのは、特権の定義がすべて拒否されるからだと思われる。その法理は、「議員の尊厳と独立は、その特権を規定しないでおくことによって保持される」、また、「議員たちが議事をするのにたよる行動準則は、手続進行方法とともに、まったくかれらの胸先三寸にあり、どんな特定の法律もこれを定義し、確認していない」というものである⁽¹⁾。

おそらく特権の侵食的な性格を見て、われわれの憲法制定者たちは、法律は平等に万人を拘束するものとし、とくに立法者たちもこの法律の作用から免除されるべきでないと注意深く規定し、「上院議員および下院議員」に「会期中の議院に出席中、および議院の往復の途上において、反逆罪、重罪および公安を害する罪を除いて、あらゆる場合において逮捕」という単純行為を免れ、「また、議院における発言または討議を理由に院外で責任を問われ」ないという特権を与えたにすぎない⁽²⁾。「かれらに与えられた権限を執行するのに必要かつ適切なあらゆる法律を制定する」包括的な権限によって⁽³⁾、この特権を完全に享受するのに必要とされる詳細を法律で定めることができる。いまだ、そのような法律は制定されていず、特権は、今のところ次のような根拠に基づくものと思われる。①逮捕は、最初から無効である。②逮捕された議員は、事情により動議によるか⁽⁴⁾、あるいは、連邦または州の権限によるヘイビアス・コーパスによって釈放でき、また、イギリス法の一部を採用している州では⁽⁵⁾、衡平裁判所(the Chancery)の特権令状によっても釈放できる⁽⁶⁾。③逮捕は、違法であれば、不法侵害であるから、これに関係する官吏とその他の者は、他の無許可の逮捕の事件と同じように、通常裁判所での訴訟または訴追の責を負う。④訴訟の報告義務を負う裁判所は、他の無許可の手続の事件と同じように決定しなくてはならず、他の類似の事件と同様に手続を遅延させ、または、上級裁判所によって是正されることに責を負う。

議会の往復に必要な時間は決められないから、とうぜん個別事件ごとに事件を解決すべき者が、これを判断することになる。

特権は、当地においてもイギリスと同じように、往路、滞在、復路の時（eundo, morando, and redeundo）にかぎり逮捕の免除が及ぶと解されたが、庶民院みずからが、「適切な時間と解されるべき」と決議した⁽⁷⁾。また、法律は、時間の点で厳格にすぎ当事者に直ちの帰還を求めることなく、自己の身辺を整理し、旅の準備を整える時間を許している。さらに、法律は、当事者の行程を細見せず、最短距離の行程から多少逸れたからといって保護を剥奪しない。ただし、ある程度の必要性から、当事者は、その行程に沿わざるをえない⁽⁸⁾。

この不逮捕特権は、むろん召喚令状、罰則付召喚令状または陪審呼出状のような、正当で従わなければ収監されうるあらゆる訴訟手続に対する特権あり、これは、議員は、別の場所で崇高な義務を果たさなければならないからである。

下院議員が一人呼出状によって退席するときには、議員の自発的な欠席のときも同じであるが、議員が代表する4万（1812年版では3万）の人々が発言権と議決権を失うのである。上院議員が一人呼出状によって退席するときには、議員の自発的な欠席のときも同じであるが、議員が代表する4万（1812年版では3万）の人々が発言権と議決権を失うのである。甚だしい害悪の不均衡は、比類がない。

いまのところ、両院の特権について意見の違いはなかりう。しかし、以下の事例では、そうではない。1795年12月、下院は、一定数の議員たちの高潔な人格を腐敗させようとしたことをもって議院の特権に対する軽視と侵害と考え、ランドール（Randall）とホイットニー（Whitney）という名の二人の人物を投獄した。そして、事実が明らかにされると、ホイットニーは、二週間、ランドールは、三週間収監され議長によって懲戒された。1796年3月、下院は、議院の特権の侵害だとする下院議員に対する異議申立を可決したが、満足できるような陳謝がなされたので、それ以上の手続はとられなかった。1800年2月19日の「オーロラ紙」の編集人は、上院を中傷する記事を書いたが、出頭しなかったため、投獄を命じられた。この命令の適法性の議論の中で、適法性を支持するための主張は、自然の法によって誰もが自衛権を有すること、すべての公務員は、基本的に自己保存の権限をゆだねられていること、自己にゆだねられた信託を実行する立場を維持するために必要なあらゆることをなす固有の権利をもつこと、権限が与えられているときはかならず、これを実行する手段も当然黙示的に与えられていること、したがって、イギリスの議会では侮辱行為が処

罰されるのが見られるし、すべての州の立法府が同じ権限を行使し、いずれの裁判所も同じ権限を行使すること、もしこうした権限がないとするなら、われわれは、侵入者の意のままということになり、その者はわれわれの戸口あるいは廊下から入り込み、騒音を立てて議事進行ができないようにするかもしれないこと、われわれの静穏が新聞の中傷によって永久に乱されることにでもなれば、必須の冷静さと熟考をもって職務を遂行できなくなること、それゆえわれらの平和と手続を乱すこれらの者たちを処罰する権限をもたなければならないということ、であった。これには、次のように応酬された。それは、イギリスの議会と裁判所は、その法律の明文をもって侮辱罪の管轄権を有し、州の立法府の権限は絶対的なものであるからこれも同じ権限をもつこと、州の立法府は、自己の選挙区を完全に代表し、州の憲法によって明文上否定されるものを除き、自己のあらゆる権限を有し、いくつかの州の裁判所は、州法により同じ権限を有し、また、連邦議会の法律によって各州で採択された同じ州法によって連邦政府の権限をも有すること、それゆえ、これらの機関のいずれもそうした権限が自然または当然の権利ではなく明示の法律に由来すること、連邦議会もそのような自然または当然の権限をもたず、憲法によって与えられたものを除いていかなる権限ももたないこと、憲法は、連邦議会に不逮捕特権、自己の院内での発言に対する院外での免責特権および議員自身および手続に対する権限を直接与えたこと、以上の事柄については憲法自体が法であるから、それ以上の法律は不必要であること、さらに、「憲法が議会に与えた権限を行使するのに必要かつ適切なあらゆる法律を制定する」権能を連邦議会に与えている憲法の条文によって、連邦議会は、自己の職務を妨害されずに執行するために、たとえば、侮辱行為の処罰、面前での乱闘や騒乱などに対し法規定を設けることができるが、法律が制定されるまでは、そのような規定はないし、また、議員みずから無視するゆえに存在しないこと、しかしながら、その間議員たちは、無防備というわけではなく、通常裁判官および裁判所があらゆる不当な妨害あるいは名誉毀損を処罰するよう開廷されており、また、連邦議会の衛視も自分を助けるために任意に代理人を選任でき⁹⁹いささかの障害になりうること、事前の法律を要する点では、憲法は、議員のみならず市民の不可侵性を尊重し、そのような場合として、一院が通常の法案のかたちであまりにも広範な特権をもくろむならば、他の院によって阻止されうるし、両院であれば大統領に阻止されうるし、同じように、法律が公布されれば、市民は、犯罪を避ける方法を理解すること、である。しかし、一部門が自己の特権を掣肘されずにもちえて、なりゆ

き次第で無制約の権限をもてば、法律を自己の胸中に秘し、実行の後に、自からの判断が当該行為に関する法律および判決となる。罪を定義すべきとせず、事件の状況次第で（*ex re nata*）、また、その時の感情のままに宣明されべきだとすると、さらに、処罰の方法も程度もなんら制限がないとすると、市民の立場は、危険きわまりないものとなるだろう。これらの法理のうち、どちらが勝利するかは、時が決めるだろう。決まった法律がない場合には、いずれか特定の事件の判決が、その唯一の事件についての法となり、それとともに法も死すのである。新たに類似事件が生ずるとき、なすべきと同時に法律が適用されるべき判決は、新たな法律がすべてそうであるように、疑問と考察の対象となりやすい。おそらく、連邦議会は、その間、自己防衛のみならず市民の安全にも配慮して、自分たちに授権された権限の行使を可能とするために必要かつ適切な事項を法律で宣言できるだろうし、市民の行為を指示するような万人監視の規則を止めるだけでなく、連邦議会みずから自己の事件で宣言すべき判決を検証するであろう。

不逮捕特権は、選挙の効果によって生じ、選挙結果報告がなされる前に、選挙された議員は、委員会に任命され、あらゆる点で議員であるが、ただし、宣誓まで投票できない⁽¹⁰⁾。

各人は、自己の責任で各院の当選記録にある議員が誰なのかを知らさなければならない⁽¹¹⁾。

特権の侵害が申し立てられれば、当事者は、召喚されるか、または、衛視に拘禁されうる⁽¹²⁾。

議員の特権は、議院の特権でもある。議員が許可なくこの特権を放棄すれば、処罰の理由となるが、実際には、議院の特権を放棄することはできない⁽¹³⁾。

いずれかの院でのいずれの演説または議論についても、院外で責任を問われない⁽¹⁴⁾。しかし、議事進行中、院内でおこなわれた事項に限られる⁽¹⁵⁾。議員は、議会慣習に対して、自己の地位と義務の境界・限界を超える特権をもつべきではないからである⁽¹⁶⁾。

議員が罪を犯し、罪が議院の管轄権に属するのであれば、当該議院が犯罪者を処罰するか、適切な措置をとるが、これに先立ち何人であれ、あるいは、裁判所であれこの罪を告知するのは、議院の権利の侵害である⁽¹⁷⁾。

特権は、議院の権限に属し、下級裁判所の手続を拘束するが、議院それ自体の手続を拘束するものではない⁽¹⁸⁾。院内におけるあらゆる発言は、議院の審理に服し、この種の罪は、その者を意見陳述のために証人席に召喚し、ロンドン

塔に投獄し、議院から追放し、厳罰に処せられた⁽¹⁹⁾。

議長が順序どおりの質問を拒否することは、議事規則の侵害である⁽²⁰⁾。

実体につき特権のおよばない反逆罪、重罪および騒擾罪の場合であっても、議会においては、議員は、手続の方法について特権を有する。事件は、訴追事実と根拠を判断できるよう、また、どこまで裁判手続きが特権にかかわるのかを判断できるよう、まず議院に提示されなければならない。さもなければ、他の統治部門やいづれの私人でも、反逆罪を口実に院内の人物をその職務から次々に連れ去り、議院を意のままに操る権限をもつことになろう⁽²¹⁾。したがって、議員が反逆罪で起訴されたときには、有罪とされるまで院内にとどまるべきだと判示された。反逆罪または類似の罪で告訴起訴されることは、無罪であっても何人にも起こりうるからである⁽²²⁾。

公務員が議員を逮捕することが必要だと思われるとき、あるいは、何らかの公の調査によって、議員の身体に影響することになりうる問題が出来るとき、そうした手続きの理由を知り、適切と考える措置をとりうるよう、直ちに議院に告知するのが慣行である⁽²³⁾。これについては、多くの例がある⁽²⁴⁾。しかし、通知は、逮捕の後である⁽²⁵⁾。

ハツエルの言によると、立法府の各院の特権を適切に維持するためには、両院ともに、自由な審議に不可欠の討論の自由を排除しようとするか、もしくは、討論の自由に影響を与えようとして他院を妨害したり、または、各院にかかる未決問題に干渉してはならないということが秘訣である。したがって、各院は、自身に与えられた法案もしくは他の未決または表決問題あるいは立法府の他院の議員がなした演説を、通常の議事手続によって同じことが各院に通知されるまで、何ら知らせるべきではない⁽²⁶⁾。それゆえ、議院にかかる未決の、兵士を鎮圧する法案を国王が知らせたこと、両院によって提出される前に法案の暫定的な条項を国王が提案したこと、法案の討議と準備の間に議会で提案された問題について国王がある者たちに対して不快の念を表したことは、特権の侵害であった⁽²⁷⁾。そして、1783年12月7日、議員の表決に影響を与える目的で、議会のいずれかの院での未決の法案または手続きについて、国王の何らかの意見または意見とおぼしきものを報告することは、基本的特権等の侵害と宣言されたのである⁽²⁸⁾。

(1) 1. Blackst. 163. 164. (脚註1)

(2) 合衆国憲法第1条第6節。

(3) 合衆国憲法第1条第8節。

- (4) Bl. 166. 2. Stra. 990. (訳注2)
- (5) Orders of the H. of Commons, 1550, February 20.3.
- (6) 2 Stra. 989.
- (7) 1 Hats. 99, 100.
- (8) 2 Stra. 986, 787.
- (9) 3 Grey, 59. 147. 255. (訳注3)
- (10) Memor. 107, 108. (訳注4) D'Ewes. 642, col. 2. 634. col. 1. (訳注5) Pet. Miscel. Parl. 119. (訳注6) Lex Parl. c. 23. (訳注7) Hats. 22, 62.
- (11) Lex. Parl. 23, 4. Inst. 24. (訳注8)
- (12) 1 Grey, 88. 95.
- (13) 3 Grey, 140, 222.
- (14) 合衆国憲法第1章第6節。S. P. Protest of Commons to James I. 1621. 2. Rapin, No. 54. p. 211, 212. (訳注9)
- (15) 1 Rush. 663. (訳注10)
- (16) Com. P. (訳注11)
- (17) Lex. Parl. 63.
- (18) Nalson 450. (訳注12) 2. Grey, 399.
- (19) Scob. 72. (訳注13) L. Parl. c. 22.
- (20) Hats. 175. 6. 5. Grey 133.
- (21) Decl. of the Com. on the king's declaring sir John Hotham a traitor. (訳注14) 4 Rushw. 586.
- (22) 3 El. 1580. (訳注15) D'Ewes. 283. col. 1. Lex. Parl. 133.
- (23) 2 Hats. 259.
- (24) Ib. 256. 257. 258.
- (25) 1 Blackst. 167.
- (26) 2 Hats. 252. 4. Inst. 15. Seld. Jud. 53. (訳注16)
- (27) 2 Nalson, 743.
- (28) 2 Hats. 251, 6.
- (訳注1) Sir Whilliam Blackstone, Commentaries on the Laws of England, in Four Books, Oxford, 1770.
- (訳注2) Sir John Strange, Reports Adjudged Cases in the Courts of Chancery, King's Bench, Common Pleas, and Exchequer, 3rd ed., Dublin, 1972.1.
- (訳注3) Anchitell Grey, Debates of the House of Commons, from the Year 1667 to the Year 1694, London, 1769, 10 vols.
- (訳注4) Henry Scobell, Memorials of the Method and Manner of Proceedings in Parliaments in Passing Bills..., London, 1670.
- (訳注5) Sir Simonds D'Ewesm Journals of All the Parliaments during the Reign of Queen Elizabeth, Both of the House of Lords and House of Commons.
- (訳注6) William Petyt, Miscellanea Parliamentarica; Containing Presidents 1. Of

Freedom from Arrests. 2. Of Censures. 1. Upon Such as Have Wrote Books to the Dishonour of the Lords or Commons, or to Alter the Constitution of the Government, 2. Upon Members for Misdemeanours, 3. Upon Persons Not Members, for Contempts...4. For Misdemeanours in Elections..., London, 1680.

(訳注7) George Petyt, *Lex Parliamentaria: or, A Treatise of the Law and Custom of Parliaments...with an Appendix of a Case in Parliament between Sir Francis Goodwyn and Sir John Fortescue, for the Knights Place for the County of Bucks*, 1 Jac. I, 3d ed., London, 1748.

(訳注8) Sir Edward Coke, *Institutes of the Laws of England*, 4 pts., London, 1639, 1648, 1662, 1670 and 1681.

(訳注9) Paul de Rapin-Thyras, *History of England, Written in French by Mr. Rapin de Thoyras, Translated into English by N. Tindal*, 2nd ed., London, 1733–1751.

(訳注10) John Rushworth, *Historical Collections of Private Passages of State, Weithty Matters in Law, Remarkable Proceedings in Five Parliaments, Beginning the Sixth Year of King James anno 1618*, London, 1721–2, 8 vols.

(訳注11) Commons's Protest to James I, 18 December 1621.

(訳注12) John Nalson, *Impartial Collection of the Great Affairs of State, From the Beginning the Scotch Rebellion in ...MDCXXXIX. to the Murther of King Charles I...*, London, 1682–1683, 2 vols.

(訳注13) Henry Scobell, *Memorials of the Method and Manner of Proceedings in Parliament in Passing Bills, Together with Several Rules & Customs, which by Long and Constant Practice Have Obtained the Name of Orders of the House, Gathered by Obsevation and out of the Journal Books from the Time of Edward 6*, London, 1670.

(訳注14) A Remonstrance; or the Declaraton of the Lords and Commons, the 26th of May, 1642, in Answer to a Declaration under His Majesty's Name, Concerning the Business of Hull.

(訳注15) Henry Elsynge the Elder, *The Manner of Holding Parliaments in England*, ed. Thomas Tyrwhitt, London, 1768.

(訳注16) John Selden, *Of the Judicature in Parliaments, A Posthumous Treatise: Wherein the Controversied and Precedents Belonging to That Title, Are Methodically Handled*, London, 1681?

第4章 選 挙

上院議員および下院議員の選挙を行う時、場所および方法は、各州の立法府がその州で定めるものとするが、何時にても連邦議会は、法律によって選挙規

則を設け，または，変更できる⁽¹⁾。

各院は，その議員の選挙，選挙報告書および資格の裁判所とする⁽²⁾。

（１） 合衆国憲法第１章第４節。

（２） 合衆国憲法第１章第５節。

第５章 資 格

州 名	1787	1793	1801	1813	1820
ニュー・ハンプシャー	3	4	5	6	6
マサチューセッツ	8	14	17	20	13
ロード・アイランド	1	2	2	2	2
コネティカット	5	7	7	7	6
ヴァーモント		2	6	6	
ニューヨーク	6	10	17	27	34
ジャージー	4	5	6	6	6
ペンシルヴェニア	8	13	18	23	26
デラウエア	1	1	1	2	1
メリーランド	6	8	9	9	9
ヴァージニア	10	19	22	23	22
ケンタッキー		2	3	10	12
テネシー			1	6	9
ノース・キャロライナ	5	10	12	13	13
サウス・キャロライナ	5	6	8	9	9
ジョージア	3	2	4	6	7
オハイオ				6	14

（1812年版と1828年版とは，若干の相違が見られる。1828年版では，メイン，ルイジアナ，インディアナ，ミシシッピー，イリノイ，アラバマ，ミズーリの各州が追加されている。本稿は，1812年版に1828年版の数値を追記した。）

合衆国の上院は、6年の任期で各州の立法府によって選挙された各州2名によって組織され、各上院議員は、一票を有するものとする。

第一回選挙の結果集会した直後、上院議員は、できうるかぎり平等に3種類に分けられるものとする。第1種の上院議員の議席は、2年目の終わりに、第2種の議員は、4年目の終わりに、第3種の議員は、6年目の終わりに空席とされ、その結果、3分の1が2年ごとに選出される。いずれの州でも立法府の休会中に、辞任あるいは他の方法で空席が生じたならば、次の立法府が集会し、その空席を満たすまで、当該州の執行府が一時的に指名してもよい。

30歳未満で、9年間合衆国の市民でなく、選挙されたとき選出した州の住民でない者は、何人も上院議員たりえない⁽¹⁾。

下院は、2年ごとに数州の人民に選挙された議員によって組織され、各州の選挙人は、州立法府の最多部門の選挙人の資格要件を満たさなくてはならない。

25歳未満で、7年間合衆国の市民ではなく、選挙のときに選出した州の住民でない者は、何人も下院議員たりえない。

下院議員と直接税は、それぞれの州の人数にしたがって、合衆国に含まれる数州間で配分され、その人数は、自由人全体の数に、有期服役囚の者を算入するが、税の課されていないインディアンを含み^(訳注1)、他のすべての者の5分の3を加えて決められるものとする。実際の算定は、合衆国連邦議会の第一回集会の後3年以内に、さらに、法律の定めるところに従いその後10年以内に実施されるものとする。下院議員の人数は、4万人(1812年版では3万)ごとに1名を越えてはならないが、各州は、少なくとも1名の下院議員を有するものとする⁽²⁾。

1787年には憲法で、それ以降連邦議会がなした暫定下院議員配分は、次のとおりである。欠員がどの州の代表に生じても、当該州の行政機関は、その欠員を満たすために選挙令状を発するものとする⁽³⁾。

上院議員であるか下院議員であるかを問わず、選挙された任期中にその間開設されるか、または、その報酬が増額された合衆国の権限に服する文官職に任命されてはならず、合衆国の職務に就いている者は、何人も在職中いずれかの議院の議員たりえない⁽⁴⁾。

- (1) 合衆国憲法第1章第3節。
- (2) 合衆国憲法第1章第2節。
- (3) 合衆国憲法第1章第2節。
- (4) 合衆国憲法第1章第6節。

（訳注１）合衆国憲法第１条第２節自体は，除く（excluding）としているが，ここでは，含む（including）としている

第６章 定足数

各院の過半数を，議事の定足数とするが，定足数に満たなければ毎日に延会とすることでき，各院の定める方法と罰則にしたがって，欠席議員の出席を強いることが認められうる⁽¹⁾。

一般的に，議事の定足数に達するまで，また，適当な時間待機し定足数を満たす望みが断たれていなければ，議事を開始できず，さらに，議事の開始が可能でも議院が延会されるときには，議事を開始できない。会議中定足数を充足してないと看取されるならば，いずれの議員も何時にても議院の員数を算定するよう請求でき，不足とされるならば議事を停止する⁽²⁾。

上院議長が着席し，定足数が満たされれば，記載事項の誤りを訂正するよう前日の議事録が読み上げられるものとする⁽³⁾。

（１） 合衆国憲法第１章第５節。

（２） 2 Hats. 125. 126.

（３） Rules of Senate 1.

第７章 議院の点呼

議院の点呼については，各人は，呼ばれたさいに起立し，応答する。その際，欠席者は，記録されるにとどまり，議院の点呼が完全に済むまで理由の説明は行なわれない。次いで，欠席者は，再び点呼され，いぜん欠席であれば，理由が聴取されなければならない⁽¹⁾。

議員は，人物が認識できるように起立する。混雑の中では，内声では出席の確認に充分ではないからである。しかし，合衆国の上院のような小さな機関にあっては，起立の労を要しない。

点呼の順序は，日を違えても同じでよい⁽²⁾。

（１） Ord. H. Com. 92. (訳注1)

（２） 2 Hats. 72.

（訳注1） Orders, Essential, Fundamental and Standing Orders, Reports,

Declarations, Memorandums, Rules, Agreements, and Resolutions of the House of Commons, London, 1756.

第8章 欠 席

議員は、上院の事前の許可なく院務を欠勤してはならない。そして、上院の定足数に満たない人数が集会した場合には、出席議員の過半数が賛成するとき、各欠席議員の負担で、欠席議員のいずれの者もしくは全員を呼び出すために武装衛視または他の上院の認める者をも派遣することが許される。ただし、定足数の議員が集会したときには上院が充分だと判断するような欠席理由の説明がなされない場合に限られる。その場合、費用は、臨時費から出費されるものとする。この規則は、上院が延会とした期日が到来した後には、会期の各日に適用されるばかりでなく、法定の集合時に上院の第一回集会にも適用される⁽¹⁾。

(1) Rule 8.

第9章 議 長

合衆国副大統領を、上院議長とする。ただし、議長は、可否同数のときを除き投票には加わらない⁽¹⁾。

下院は、下院議長および役員を選出するものとする⁽²⁾。

候補者が一人だけ提案され、異議がなければ、イギリス議会では通常議院に疑義を申し立てられることはなく、問題なく、議員たちは、提案された候補者を議長とする。しかし、異議があったり、あるいは、別の候補者が提案されるならば、書記官が質問する⁽³⁾。延会の問題も同様である⁽⁴⁾。議院が討議し、議長を欠くままに国王との間に1週間主張と応答がやりとりされてから、延会された。議院は、これを14日間毎日 (de diem in diem) 行ったことがある⁽⁵⁾。

上院においては、副大統領を欠くため暫定的に議長が提案され、投票によって選出される。その者の職は、副大統領が決まり議長となるとき、または、最初の休会後の上院の集会のときに終了すると解される。

議長が病だった場合には、他の臨時の議長が任命された。この例としては、ヘンリー4世治世元年ジョン=チーニー卿 (Sir John Cheyney)、同じくウィリアム=スタートン卿 (Sir Whilliam Sturton) およびヘンリー6世治世15年ジョン=

ティレル卿（Sir John Tyrrel），1656年1月27日，1658年3月9日，1659年1月13日である。

ジョブ＝チャールトン卿（Sir Job Charlton）が病に。
 1673年2月18日，セイモア（Semour）が選出される。
 セイモアが病に倒れると，1678年4月15日，
 ロバート＝ソーヤー（Sir Robt. Sawyer）が選出される。
 ソーヤーが病に倒れると，セイモアが選出される。

} 単に臨時に限らない⁽⁶⁾。

ヘンリー6世治世3年ソーブ（Thorpe）が処刑されると，新議長が選出され⁽⁷⁾，1694年3月14日，ジョン＝トレヴァー卿（Sir John Trevor）が選出される。その後の例はない⁽⁸⁾。

議長は，議院の意思により解職でき，臨時の議長が選出される⁽⁹⁾。

- （１） 合衆国憲法第1章第3節。
- （２） 合衆国憲法第1章第2節。
- （３） 2 Hats. 158.
- （４） 6 Grey, 406.
- （５） 1 Chand. 331.335. （訳注1）
- （６） 1 Chand. 169. 276, 277.
- （７） 3 Grey, 11.
- （８） 2 Hats. 161.4 inst. 8. L. Parl. 263.
- （９） 2 Grey, 186. 5 Grey. 134.

（訳注1） Richard Chandler, History and Proceedings of the House of Commons from the Restoration to the Present Time, London, 1742-1744, 14 vols.

第10章 奉 答 文

合衆国大統領は，隨時合衆国の状態について情報を連邦議会に知らせ，必要かつ適切だと判断する措置を議院が審議するよう勧告するものとする⁽¹⁾。

イギリス議会の両院合同奉答文は，貴族院議長が朗読する。その場には，両院が合同して出席するか，もしくは，各院の委員会が出席するか，または，両議会議長のみが出席してもよい。庶民院だけの奉答文は，議院全体もしくは議長⁽²⁾または枢密院の顧問官のごとき特定の者が提出できる⁽³⁾。

- （１） 合衆国憲法第2章第3節
- （２） 9 Grey. 473. 1. Chand. 298. 301.

(3) 2 Hats. 278.

第11章 委員会

特権および選挙等の常任委員会は、通常最初の集会で任命され、会期中存続する。最初に指名された者が、一般的に議長の任務を認められる。しかし、これは、儀礼的な問題であり、どの委員会も、自ら議長を選出する権利を有し、議長が委員会を主宰し、質問し、議院に委員会の議事を報告する⁽¹⁾。

常任委員会では、昔は着席のまま発言したと推定できる根拠があるが、委員は、起立して発言し、着席したままでは発言しない⁽²⁾。

委員会の議事録は、議院が確認するまではなんらの効力を有せず、出版できない⁽³⁾。また、委員会は、議院を経なければ請願を受理しない⁽⁴⁾。

議院が調査に当たっているとき、委員がかかわっていることが明らかであれば、委員会は、当該委員に対して手続をとることはできないが、議院に特に報告しなくてはならない。これに基づいて、当該委員は、自分の席もしくは証人席で聴聞されるか、または、当該議員について調査する特別権限がこの委員会に与えられる⁽⁵⁾。

議院が開かれ、委員会に開会が告知されるとすぐに、議長は直ちに閉会しなくてはならず、委員も議院の議事に参加しなければならない⁽⁶⁾。

貴族院と庶民院の合同委員会では、各委員会は、以下の事例に全体として活動すると思われる⁽⁷⁾。以下の事例では、委員会が全体として活動するかどうか分らない⁽⁸⁾。

(1) 4 inst. 11, 12, Scob. 9. 1 Grey 122.

(2) D'Ewes, 630. col. 1, 4. Parl. Hist. 440. (訳注1)

(3) 2 Hats. 77. Rushw Parl. 3. vol. 2. 74. 3 Grey 401. Scob 39.

(4) 9 Grey, 523.

(5) 9 Grey, 523.

(6) 2 Nals. 319.

(7) 7 Grey, 261, 278, 285, 338, 1 Chandler 357, 462.

(8) 6 Grey, 129. 7 Grey 213, 229, 321.

(訳注1) Parliamentary or Constitutional History of England; from the Earliest Times, to the Restoration of King Charles II, 2d ed., London, 1762-1761, 24 vols.)

第12章 全体委員会

演説，教書および他の重大問題は，通常議院全体委員会に付託される⁽¹⁾。そこで一般原則が決議に要約され，決議は，多数決に合致するかたちになるまで討議修正される。議院は，決議を報告・承認し，議題が一ないし複数の法案に分けられるのに応じて，選ばれた一ないし複数の委員会に付託される⁽²⁾。人民に負担を課す提案は，特に最初に議院全体委員会で行わなければならない⁽³⁾。全体の意見は，委員会で採ったほうがよい。あらゆる委員会で誰もが好きなだけの回数発言するからである⁽⁴⁾。全体委員会は，一般的には議長の名指する委員長に同意する。しかし，他のあらゆる委員会と同様に，質疑し，同意を与えることによって誰か一人の委員長を選出する権利を有する⁽⁵⁾。議院を全体委員会に変える手続は，動議に基づいて，議長が名前を挙げて問題を審議するよう，議院が今や散会して全体会議となるかを問うことである。可決とされたならば，議長は，席を立ち，他の委員と同じように別の場所に着席し，議長に任命された人物が，書記の机につく⁽⁶⁾。委員会の定足数は，議院と同じであり，瑕疵が生ずるなら，議長は，動議と提議に基づいて起立し，議長が席にもどり，委員長は，議院にその解散理由を知らせるほかに報告できない。教書が，委員会の開会中に宣せられるならば，議長が着席し，これを受領する。委員会は受領できないからである⁽⁷⁾。

全体委員会では，人数について違いがあって発言者の意見が割れ，白熱し混乱が生じ，実力行使に訴えるという危険もあった。議長が席につき，力づくで職杖を卓上に置き，そこで委員たちが自分の席に戻ったので，議長は，「わたしは，議院を静粛にするために命令がなくとも着席した」と議院に告げた。これに異議を唱える者もいたが，これは，混乱を鎮める唯一の便法だと一般的に認められていた。そして，いずれの委員も，自分の席から起立し，大委員会で作された出来事の結果，それ以上白熱しないことを約束するよう求められた⁽⁸⁾。

全体委員会が混乱に至り，秩序が乱れて議長が再び着席するなら，議院は，延会とされた。翌日，委員会は，このことをもって解散されたものと考えられ，議題は，再度議院にかけられ，委員会に戻されることなく決せられた⁽⁹⁾。

先決問題は，委員会には提出されず，全体委員会は，他の委員会のように延会できない。しかし，委員会の議事が終了しなければ，提議に基づき，委員会は閉会し，議院が再開され，委員長は，規則に従って全体委員会がその案件

を審査し、議事を進めたことを報告する。しかし、同じ問題を検討する時間がなければ、全体委員会が委員長に席にもどるよう命じたことを報告する。その後、委員会が許可を得ることと、議院が再び散会して委員会となる時期について動議が提出される⁽¹⁰⁾。しかし、委員会が自己に付託された問題の審査を終了していたならば、委員は、委員会が閉会し、委員長が議事を議院に報告する動議を提出する。この動議が可決されると、委員長は席を立ち、議長が席にもどり、委員長は議長に告知し、委員会は自己に付託された議事の審査を終了し、議院が受領するのが適切だと考えるときには報告する用意があると言う。議院が報告を受領する時間があるならば、「今、今」という声が発せられ、その後、委員長が報告する。しかし、遅い時間であれば、「明日、明日」もしくは「月曜等」という声が発せられるか、または、この旨の動議が提出され、明日等受領するという動議が提出される⁽¹¹⁾。

他の問題においては、手続規則は、議院と同じでなければならない⁽¹²⁾。

- (1) 6 Grey 311.
- (2) Scob. 36. 44.
- (3) 3 Hats. 127.
- (4) Scob. 49.
- (5) Scob. 36. 3 Grey 301.
- (6) Scob. 36.
- (7) 2 Hats. 125, 126.
- (8) 3 Grey, 128.
- (9) 3 Grey, 130.
- (10) Scob. 38.
- (11) Scob. 38.
- (12) Scob. 39.

第13章 証人の尋問

一般の評判が調査および訴追手続きを行う十分な根拠である⁽¹⁾。1667年クラレンドン卿に対して弾劾の論点が数回朗読されたとき、自分の席にいたある議員が議院に、「幾人かの者がその論点を明確にしていた」とか、「議員は、これがある大貴族から聴いていた」とか、「これは、明々白々で証明を求めるに耐えない」とか、ある場合には、「議員は、それが明らかになるのを疑わなかった」と述べた⁽²⁾（訳注1）。

議院が事前に調査の体制を整えた場合をのぞき、証人を喚問できず⁽³⁾、その時も証人の出頭命令書は、白紙とされない⁽⁴⁾。手続は、議院からの召喚状である⁽⁵⁾（訳注2）。

委員会または議場で尋問される者がいるなら、この者に質問したい議員は何人も、議長または委員長に質問を陳述し、議長または委員長は、その者に質問を反復するか、または、「質問を聞いたら、お答えください」と言う。しかし、質問の適切性につき異議が申し立てられるならば、議長は、証人、助言者および当事者に退席を命ずる。かれらが議場にいる間は、なんらの提議もしくは質問または討議もできないからである⁽⁶⁾。証人が出頭する前に、質問が書面で行っためられる場合がよくある⁽⁷⁾。尋ねられた質問は、議事録に記載されなければならない⁽⁸⁾。しかし、議場での質問に答えた証言は、決して記録されないが、委員会における証言は、出席せず聴いていない議員に知らせるために記録されなければならない⁽⁹⁾。

いずれの議院も、他院の拘禁する人物の出頭を求める機会があるならば、拘禁のまま議院に連れてくるよう他院に許可を求める⁽¹⁰⁾。

議員は、自分の席にいて、証人席で聴聞した事柄について知っていることを議院に知らせる⁽¹¹⁾。

いずれの議院も、他院の議員の出頭を求めることはできるが、命ずることはできない。議院は、他院に対する教書によってこれを請求しなくてはならず、不適切な尋問事項が議員に投げかけられないように、出頭の目的をはっきりと表明しなくてはならない。次いで、まず議院は、議員自身から出席するか否かを知るために待ち、それまで議院は、教書を審議しないが、議員が出席するというのなら、議院は、当該議員に出席の許可を与える。しかし、貴族院は、刑事裁判所として開廷するならば、出頭を命ずることができる。ただし、庶民院による弾劾の場合のときはこのかぎりでない。その場合、出席が求められねばならない⁽¹²⁾。

助言人は、公的法案ではなく、私法案についてののみ、それも議院が指図するような法的論点についてののみ聴聞されなければならない⁽¹³⁾。

(1) Resolution House of Commons 1. Car. 1625. Rush. L. Parl. 115. 1 Grey 16....22. 92. 8 Grey 21, 23, 27, 45.

(2) St. Tr. 558. (訳注3) 4 Hats. 137.

(3) 2 Hats. 102.

(4) 3 Grey, 51.

- (5) 4 Hats. 255, 258.
- (6) 2 Hats. 108.
- (7) Ib. 106, 107. 8 Grey 64.
- (8) 3 Grey, 81.
- (9) 7 Grey, 52. 334.
- (10) 3 Hats. 52.
- (11) Jour.H. of C. January 22, 1744...5.
- (12) 3 Hats. 17.9 Grey, 306, 406. 10 Grey 133.
- (13) 10 Grey 61.

(訳注1) 1828年版は、後段部分を欠いている。

(訳注2) 1828年版は、この一文を欠く。

(訳注3) Thomas Salmon and Sollom Emlyn, ed., A Compleate Collection of State-Tryals, and Proceedings upon Impeachments for High-Treason, and other Crimes and Misdemeanours, London, 1719-1730. 6 vols.

第14章 議事の整理

議長は、いかなる法案または他のいかなる事案が最初に取り上げられるべきかにつき、規則に何ら厳格に羈束されず、自己の裁量にゆだねられる。ただし、議院が提議により特定の議題を取り上げるように決する場合を除く⁽¹⁾。

しかしながら、定められた議事の順序は、主宰者の管理に必要であって、個別の議員が自分の順番でもないのに好みの措置または特に気にかけている案件を求めさせないようにするためにも必要である。また、議員が特定案件を取り上げるよう動議が提出され、全般的な議事の順序に配慮する権利を優先させる者の不利益となるときには、議院の裁量を指示するのにも役立つ。

上院では、議院が保有し、活動の根拠となる法案およびその他の文書は、毎朝整理され、以下のとおりの順序とされる^(訳注1)。

1 第2読会に付される法案は、委員会に付託されて審査されるよう、朗読される。しかし、朗読されたとき、付託の動議がなければ、法案の順番になったとき取り上げられるよう綴込帳に挿入され卓上に置かれる。

2 正午を過ぎたら、第2読会に付される法案は、可決される。

3 議院が保有する報告書は、法案の根拠を提供するものであり、法案の審議に入るように取り上げられなければならない。

4 議院にかかったが前日に終了しなかった法案およびその他の事案は、順序どおりであると特別の順序によるかを問わず、再び取り上げられ、途中を省略

できる。

５ こうした事案は，議事の準備と促進のために処理され，次いで法案および他の書類の綴込帳が取り上げられ，その各件が，議院に最初にかけられた日付を計算して時間の古い順にもたらされる。法案に関する報告は，その法案の日付と同じである。

かくして，何を取り上げるべきかについて，われわれは時間を浪費しない。つまり，一度に一つのことしかせず，それが新鮮なうちに，また，それが終わるまで継続でき，それがもたらされるときに順次議事を片づけ，会期の終了までにある程度議事がひどく堆積しないようにするのである。

しかしながら，議院の有する案件についてのみ整理できるにすぎない。議院に質疑がないときには，新たな案件は，何時にても動議を提出できる。これが，本来的動議と法案報告である。他院からの法案がこれであり，この法案は，いつでも受領され，その時に議院にかかる質疑に片が付けばただちに第一読会を受ける。また，休会中にもたらされた法案もそれであり，この法案は，提出されたときには最初に朗読される。それゆえ，法案の修正に関する他院の教書は，議院が質疑を明らかにしだい取り上げられる。ただし，充分審議するために，教書は，印刷されることを要する。議院に別の質疑があるときであっても，議事日程を求めることができる。

（１） Hakew. 136.

（訳注１） 1828年版には，新たな手続が付記されているが，これは省略した。

第15章 院内秩序

各院は，議事規則を定め，秩序を乱す行為を理由として自院の議員を罰し，3分の2の賛成によって議員を除名することができる⁽¹⁾。

イギリス議会においては，オンスロー議長による「事例が秩序となる」という言葉があるが⁽²⁾，一議会だけがなす事柄を議会慣習とは呼びえない⁽³⁾。

（１） 合衆国憲法第1条第5節。

（２） 2 Hats. 141.

（３） 1 Grey, 52.